

令和8年度久米島町学校ICT活用支援業務 委 託 契 約 書 (案)

久米島町長 桃原秀雄（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、令和8年度久米島町学校ICT活用支援業務について次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、令和8年度久米島町学校ICT活用支援業務（以下、「業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

2 乙は、業務を、別紙仕様書に基づいて履行する。仕様書に明示されていない事項については、その都度甲乙協議の上決定する。ただし、軽微なものについては、乙は、甲の指示に従うものとする。

（委託期間）

第2条 業務の委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月26日までとする。

（委託料）

第3条 業務に対する委託料（以下「委託料」という。）は、総額 円（うち消費税及び地方消費税額 円）とする。

2 委託料の支払いは毎月払いとする。

3 月の途中で契約を解除する場合において、その月の委託料は、日割りで計算するものとする。

4 精算の結果、総事業費が当初の金額に満たないときは、その精算額をもって委託料とする。

5 国の定めにより、消費税率が変更になった場合は自動的に変更するものとする。

（契約保証金）

第4条 乙は、契約保証金として第4条に定める委託料の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、久米島町契約規則第7条の規定に該当する場合は、この限りではない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定に基づき第三者に権利義務の譲渡等を行うときは、当該第三者に対して、この契約に定める義務を遵守させなければならない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、業務を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定に基づき第三者に業務を委託するときは、委託を行う第三者に対して、この契約に定める義務を遵守させなければならない。

(調査及び報告)

第7条 甲は、乙に対して業務の実施状況その他必要な事項について調査をし、報告を求めることができるとともに、業務の実施に関して必要な指示をすることができる。

(事故防止)

第8条 乙は、この契約に定める業務を遂行するにあたり、甲の指示に従い、細心の注意をもって事故の防止に努めなければならない。

(事故等の報告)

第9条 乙は、業務を処理する上で、事故等の発生により契約の履行に支障を生じたとき、又は生じるおそれがあると認められるときは、遅滞なくその状況を書面により甲に報告しなければならない。

(実績の報告及び検査)

第10条 乙は、業務実施の内容を毎日記録するとともに、実績に関する報告書（以下「報告書」という。）を毎月甲に提出しなければならない。

(委託料の請求及び支払)

第11条 乙は、第3条第2項の規定に基づき、当該月分の月額委託料を業務が終了した各月ごとに、当該月末に甲に対して委託料を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。

(遅延損害金)

第12条 甲の責めに帰する事由により前条の規定による委託料の支払が遅れた場合には、乙は、甲に対して政府契約の支払遅延防止法等に関する法律（昭和24年法律第256号）に定める支払遅延利息を請求することができる。

(損害賠償)

第13条 乙は、業務の処理に関し、乙の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第14条 甲又は乙は、相手方の契約違反に対して、当該違反行為の是正に必要な期間を定めた是正催告を行ってなお是正がなされないときは、事前の通知を行った上でこの契約を解除できるものとする。ただし、契約違反が故意又は重大な過失に基づくときは、催告を要さず、この契約を解除で

きるものとする。

- 2 甲は、前項に該当したことにより、契約を解除したときは、乙に対して、支払った委託料の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

(暴力団の関与による契約の解除)

第 15 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

ア 計画的又は常習的に暴力的不法行為を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。以下この条において同じ。）をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。

ウ 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

エ 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約等を締結したとき。

オ 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

カ 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

キ 役員等が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

ク 役員等が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

- 2 前条第 2 項の規定は、前項各号の規定により契約が解除された場合について準用する。

(情報セキュリティポリシーの遵守)

第 16 条 乙は、情報セキュリティの重要性について強く認識し、業務の遂行にあたっては、甲が定める規定、基準を遵守しなければならない。

(秘密の保持)

第 17 条 甲及び乙は、本契約やその他これに関連または付随して知り得た相手方の秘密事項を第三者に公表または漏えいしてはならない。本契約解除、終了後においても同様とする。ただし、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、秘密事項として取り扱われないものとする。なお、秘密事項を開示・提供する者を開示者、秘密事項を受領するものを受領者とする。

ア 受領者が知り得た時点で、既に公知であった情報

イ 受領者が知り得た時点で、本契約に違反することなく、受領者が保持していた情報

ウ 本契約に違反することなく、受領者のノウハウ、アイデアで発見した情報

エ 裁判所その他法令により強制的に開示を求められた情報。ただし、この場合でも事前に開示を

求められている旨の通知を事前に開示者に行うものとし、適切な対応を講じるための機会を与えるものとする。

(個人情報の保護)

第 18 条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報については、別記「個人情報の保護に係る特記事項」を遵守しなければならない。

(協議)

第 19 条 この契約に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項について定める必要が生じたときは、甲乙協議の上これを定める。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 8 年 4 月 日

甲 沖縄県島尻郡久米島町字比嘉 2 8 7 0 番地
久米島町長 桃 原 秀 雄

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、甲が承諾したときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行うものとし、第三者に委託してはならない。

(事務従事者への周知)

第8 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、久米島町個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(調査)

第10 乙は、この契約による事務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、甲の求めがあった場合は、随時調査報告することとする。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第12 乙が故意又は過失により個人情報を漏えいしたときは、乙はそれにより生じた損害を賠償しなければならない。

(業務の従事者が在職中又は退職後に行った行為に対する罰則)

第13 この契約による業務に従事している者又は従事していた者（以下「従業員等」という。）が、正当な理由なく、個人の秘密に属する個人情報が記録された特定の個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(久米島町個人情報保護条例第33条)

2 従業員等が、その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。(同条例第34条)